令和７年８月１５日

代理所各位

熊本県火災共済協同組合

大雨による災害に係る金融上の特別措置について

この度の大雨による災害により、お亡くなりになられた方に心からお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、８月１０日に熊本県から６市４町に災害救助法が適用されましたので、当組合は**共済契約者保護の観点から、災害救助法が適用された市町村の契約者について、金融上の特別措置を下記のとおり実施します。**

記

１．特別措置の適用市町村

熊本市、玉名市、八代市、上天草市、宇城市、天草市、玉東町、長洲町、美里町、氷川町

２．特別措置の適用日

令和７年８月１０日（日）

３．特別措置の適用期間

令和７年８月１０日（日）から令和７年１０月３１日（金）

４．特別措置の適用条件と内容

（１）適用条件

①特別措置の適用について書面による申出がある場合

②当組合の承認

（２）特別措置

火災共済、生命傷害共済（ふれんど共済含む）、ﾌｧﾐﾘｰ交通傷害共済、まごころ共済、所得補償共済、労働災害補償共済、医療総合保障共済、自動車総合共済、傷害総合補償共済、休業対応応援共済

特別措置	特別措置の内容
① 共済契約の継続	特別措置の適用日（８月１０日）から１０月３１日まで満期日が到来する共済契約の継続手続きについて、特別措置の適用日から１０月３１日まで猶予します。
② 共済掛金払込の猶予	特別措置の適用日（８月１０日）から１０月３１日までに大雨による災害で影響を受けた契約者が払い込むべき共済掛金、分割払

	共済掛金等について、特別措置の適用日から１０月３１日まで猶予します。 ア．適用日以降に共済責任を開始する継続契約の共済掛金 イ．適用日以前に締結された共済契約に係る下記の共済掛金 ・初回口座振替契約の共済掛金 ・第２回目以降の分割共済掛金 ・団体扱の分割共済掛金 ・口座振替不能の共済掛金等

５．特別措置の適用対象者

①特別措置の適用市町村で大雨による災害の影響を受けた共済契約者

②特別措置の適用市町村で大雨による災害の影響を受け、通常業務が困難になった代理所が取り扱う共済契約者

③その他当組合が適用妥当と判断するもの

６．特別措置を適用した共済契約の取扱い

※契約者・被共済者または代理所から特別措置適用申請書の提出が必要です。

（１）契約の締結手続きを猶予した共済契約の場合

ア．契約の締結手続きが特別措置の適用日から 10 月 31 日までに行われた場合は、前契約と同一の契約条件による継続契約が前契約の満期日をもって成立したものとします。

（注１）同一の条件とは、共済契約の種類、基本項目、共済の対象、共済金額、自己負担額、共済期間、被共済者、共済掛金払込方法、適用される特約などが同じであることをいいます。

（注２）当組合が普通共済約款、特約、共済契約の引受けに関する制度または共済掛金率等（以下「制度・掛金率」といいます。）を改定（普通共済約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。）した場合は、以下に定めるところに従い、前契約と同一の条件を決定します。

Ａ．継続契約の共済期間の初日における制度・料率を適用します。

Ｂ．前契約に適用されている普通共済約款および特約を当組合の定めにより適用します。

イ．契約の締結手続きが特別措置の適用日から 10 月 31 日を超えて行われた場合は、その共済契約は継続契約として取り扱いません。

７．必要書類

特別措置適用申請書（以下、申請書）

当組合のホームページの代理所専用ページ「令和 7 年 8 月大雨に伴う災害関係書類」からダウンロードできます。

８．使用方法

（１）特別措置の適用条件に該当する場合、申請書を提出します。

（２）申請者（契約者・被共済者）または受付者（代理所等）が、申請書を記入し、当組合へ郵送またはＦＡＸしてください。**ＦＡＸ０９６－３５４－０８６１**

（３）郵送またはＦＡＸができない場合、電話により当組合が受付します。
ＴＥＬ０９６－３２５－３４１１

（４）当組合が申請書を承諾後、「特別措置適用承諾書」を代理所宛に郵送またはＦＡＸ致しますので、その後の契約管理にご利用下さい。

９．口座振替不能等により契約が失効となった場合

（１）共済掛金払込みの猶予を適用した契約は、共済掛金の払込みが 10 月 31 日までを限度に猶予されます。

（２）特別措置を適用した契約については、失効も 10 月 31 日まで猶予され、契約は継続します。

（３）該当契約者から問い合わせがあった場合には、契約は継続している旨をお伝えしてください。

10．その他

特別措置の適用市町村の代理所につきましては、「大雨による災害に係る金融上の特別措置」を代理所窓口に掲示をお願い致します。当組合の代理所専用ページ「令和 7 年 8 月大雨に伴う災害関係書類」からダウンロードできます。

また、令和 7 年 8 月大雨災害対応に関連する書類等もここからダウンロードできます。その他ご不明な点は当組合までお問い合わせください。

以上